

公 告

湯前町公告第200号

このたび、湯前町の一部の地域を受益地とする松下・中部地区土地改良事業（農業用用排水施設）を県営事業として施行すべきことを申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第2第2項の規定により、下記事項を記載した書類とともに、この旨公告する。

なお、この受益地内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により、令和7年12月27日までに湯前町農業委員会に当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出ること。

令和7年12月15日

（申請人）

熊本県球磨郡湯前町 1989 番地 1

湯前町長 長谷和人

記

- 1 土地改良事業計画の概要
- 2 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準
- 3 土地改良区の設立予定期限及び方法 該当なし
- 4 予定管理方法等（又は予定管理者を記載した書面）
- 5 受益地を明示した書面
- 6 その他必要な事項

県営松下・中部地区土地改良事業（農業用用排水施設）計画概要書

1 土地改良事業計画の概要

（1）事業の目的

本地区は熊本県球磨郡湯前町の西部に位置し、球磨川流域の低平地に広がる農業地帯であり、水稻を中心に飼料用作物等を組み合わせた営農が展開されている。

受益地内では、昭和 51 年～昭和 53 年にかけて県営ほ場整備事業上球磨地区として区画整理が実施されているが、事業完了から 40 年以上経過しているため、用水施設の老朽化が進み、特に目地部からの漏水が多く見られる。このため、農業用水の供給が不安定化となり、用水不足や湿田化等、営農及び用水施設の維持管理に多大なる支障を来している。

よって、本事業の早期実施により用水路の改修を行い、農業経営の安定と地域農業の振興を図ることを目的とする。

（2）施行に係る地域の所在、地積及び現況

① 地域の所在 熊本県球磨郡湯前町

② 地積

地 目 市町村名	現 況					計 画				
	田	畠	道・水 路	その他	計	田	畠	道・水 路	その 他	計
湯前町	96.9				96.9	96.9				96.9

③現況

1) 地形

湯前町の東側から南部にかけては九州山脈の一部、牧良山、花立山及び湯ノ原山といった 1,000m 級の山々が連なり、これらの山岳を源として町内を牧良川、都川、蓑谷川、仁原川等の河川が流れ、球磨川本流と合流している。

本地区は、標高約 200m にある球磨川沿いの平野部にあり、受益地は 1/100 ～1/1,000 の傾斜区分に属している。

2) 水利状況

a 用水状況

本地区の用水は、球磨川上流において幸野ダムより取水し、幹線水路（幸野溝）を経て供給されている。本事業の対象用水路は、昭和 51 年から昭和

53年にかけて実施された上球磨地区県営ほ場整備事業において整備されたコンクリート三面張及びU型水路であるが、事業完了から40年以上経過しているため、老朽化が進み、漏水等による湿田化や下流域での用水不足を招いており、営農及び施設の維持管理に支障を来している。

b 排水状況

該当なし

3) 道路状況

該当なし

4) 営農状況

本地区では、水稻や飼料用米、WCS、イタリアンライグラス等を主体とする土地利用作物の営農が主となっており、野菜等の転作作物はあまり見られない。しかしながら、新規就農者や法人、集落営農組織も多く、農業に意欲的であることから農地の荒廃はほとんど見られないが、従来の土地利用型農業から、高収益作物への営農転換が課題となっている。

5) 地域環境の状況

湯前町は熊本県の南部、人吉市より24kmの球磨盆地の東端に位置し、東は宮崎県児湯郡西米良村と九州山脈で接しており、西は多良木町、北は球磨川流域で遮られ、対岸は水上村に隣接している。

①植物

1) 植生

町内の代表的な樹種は、針葉樹のスギ・ヒノキがあり、広葉樹のカシ・クヌギ・ケヤキ等もあり、山林が本町面積に占める割合は77%でほとんどが人工林である。

2) 貴重な植物

町指定の天然記念物として、上村地区の毘沙門堂境内にある2本のヒノキはそれぞれ幹回り4.71m、3.01mで樹齢は500年を超える。また、田上地区の蛇ん谷低層湿原群落の主な植物として、ハンノキ、ヤマドリゼンマイ、ノハナショウブ、スイラン、オニスゲ、イソノキ、ミズオドリ、マアザミなどがある。

②動物

本町の水路や川辺にはホタルが生息し、またホタルの里づくりとしてボランティア等各種団体で取組を行っている。絶滅危惧種でもあるメダカ、タナゴなども数は少ないものの生息している。

③ 景観

本町は球磨盆地の中にあり、ほぼ円形状の地帯で、県下一の高峰を誇る市房山やこれに連なる山塊を背景とし、平野部では集落の大半及び水田による緑豊かな農村地帯が自然景観を形成している。

(3) 基本計画

①要旨

本地区は、昭和 51 年～昭和 53 年にかけて、上球磨地区県営ほ場整備事業により区画整理が実施されている。受益面積は $A=96.9\text{ha}$ であり、水稻、飼料用米、WCS、イタリアンライグラス等が栽培されている。

事業完了から 40 年以上経過し、用水施設の老朽化が進み、特に目地部からの漏水が多く見られ、農業用水供給の不安定化による用水不足及び湿田化等、営農及び用水施設の維持管理に多大なる支障を来している。

よって、本事業の早期実施により用水路の改修を行い、農業経営の安定と地域農業の振興につなげる。

② 事業別面積

県営松下・中部地区土地改良事業（農業用排水施設）

受益面積 $A=96.9\text{ha}$

③ 用水量及び排水量

用水量 $Q=0.202\sim0.238\text{m}^3/\text{s}$

排水量 該当なし

(4) 工事計画

農業用用水路

用水路工（開水路） $L=8.17\text{km}$

・松下地区 $L=2.27\text{km}$

・中部地区 $L=5.90\text{km}$

(5) 環境との調和への配慮

事業実施（用水路の更新）に伴い、魚類等の希少生物が発見された場合は、慎重に取り扱い、近接水路に放流する。

また、工事中の施工機械は低騒音、低振動、排気ガス対策型機械を使用する。

(6) 換地計画の要領

該当なし

(7) 費用の概算

主要工事費	549,000 千円
測量及び設計費	323,000 千円
用地費及び補償費	24,000 千円
換地費	0 千円
附帯工事費	0 千円
小計	896,000 千円
地方事務費	45,000 千円
総事業費	941,000 千円

(8) 事業の効果

項目 区分	年增加見込効果額	年增加見込所得額
作物生産効果	30,760	-
営農経費節減効果	△3,043	-
維持管理費節減効果	△3,914	-
水源かん養効果	63,106	-
国産農産物安定供給効果	9,134	-
合計	96,043	-

(9) 地区を数区に分けた場合は、その旨及び理由

該当なし

(10) 他事業との関係

該当なし

(11) 計画概要図

別紙参照

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定

県営総事業費予定額 941,000 千円（うち事務費 45,000 千円）

（令和7年度単価。ただし、物価変動により将来変動があります。）

	事業費	事務費
国庫負担予定額	493,000 千円 (55%)	
県費負担予定額	246,000 千円 (27.5%)	45,000 千円 (100%)
市町村負担予定額	90,000 千円 (10%)	
地元負担予定額	67,000 千円 (7.5%)	
計	896,000 千円	45,000 千円

2 土地改良法第91条の規定による分担金の納入方法

本事業の区域を地域とする湯前町は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第4項において準用する第90条第4項の規定により、熊本県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて湯前町からこれに相当する額として徴収する金額を熊本県の条例に従い負担する。

3 地元負担の予定基準

湯前町は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、地積割を基準として賦課する。

4 特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、法第113条の3第3項の規定による当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該土地を当該事業に係る法第87条第1項又は法第87条の2第1項に規定する土地改良事業計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、熊本県の条例に従い、法第91条の2第1項の特別徴収金を徴収されることがある。

県営松下・中部地区土地改良事業によって造成される施設の予定管理方法等

1 管理者

湯前町

2 管理すべき施設の種類

名称	箇所数又は延長	摘要
用水路	L=8.17km	

3 管理に要する費用の概算及びその負担方法

(1) 標準年間概算額

4,754千円

(2) 負担方法

地元水利組合より負担

4 管理方法

地元水利組合に委託

別紙 計画概要図



